

# 委員会審査概要

## 総務健康常任委員会

### ◆工事請負契約の締結について

総合体育館の屋根は平成14年に改修を実施しており、今回の工事では改修をしないとのことだが、事前に調査したうえで判断したのか。

今回の改修工事の設計では、内部から天井部分の調査を実施し、屋根については外側からも目視で調査を行った。一部、汚れが目立つ箇所があったが、十分に機能を果たせるものと考えている。強雨強風により、場所によっては雨漏りする箇所もあるが、その原因が屋根からなのか、外壁のクラックからなのかを特定することは難しい。しかしながら、今回の工事で外壁のクラックを埋める改修を行う予

定であり、その点は問題無いと考えている。また、外壁塗装については、耐久性を重視して修繕を実施する。

トイレの改修について、多目的トイレを拡張することだが、多目的トイレについては、オストメイト対応設備等も設置できる十分な広さが確保できるのか。拡張する面積はどのくらいか。また、多目的トイレの表示はどのように考えているのか。

多目的トイレは入口部分を拡張し、スペースを確保することで、ベッド等必要な設備が設置できるようになる。表示については、トイレも含め、利用者に対してわかりやすく案内ができるよう、設計を行った。また、男性トイレ、女性トイレ、多目的トイレであることを明確に、わかりや

すい表記とする予定である。最低制限価格を下回ったことによる失格が3者あるが、計算方式はどのように設定しているのか。

要綱に基づき、算出している。基準に基づいた適切な額であると考えている。

### 賛成全員で可決



委員会報告を行う赤出川委員長

## こども教育常任委員会

### ◆吉川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例

保育士配置特例について、「保育士と同等の知識及び経験を有する者」とは、また「同等」というのをどのように確認するのか。

「保育士と同等の知識及び経験を有する者」については、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭のほか、埼玉県で開催されている子育て支援員研修を受講した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年以上を想定）が該当となる。

子育て支援員研修の内容と期間は。

埼玉県で毎年開催しており、実際の保育現場で働く上で実践的な内容を含めた研修になっている。期間は、基本研修1日、専門研修5日、見学実習2日で計8日となっている。

すでに吉川市は埼玉県の新たな基準どおりに保育士が配置され、みなし保育士も働いているという理解でよいか。

今回の条例改正の内容は2点ある。1点目は、3歳児20対1から15対1、4・5歳児が30対1から25対1へと配置基準が改正されるものであり、この点に関して市内保育所では新たな基準での運営がすべて確認できている。2点目は、みなし保育士の配置特例であるが、実際の配置確認はまだ行っていない。